

令和8年3月  
東京都立中央ろう学校  
校長 石田 節恵

## 学校としての再発防止策について

令和6年10月4日付6中央ろう第1013号により報告したいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に関する調査結果及び第三者による提言を踏まえて、いじめ未然防止と早期発見に向けて取組を進める。生徒同士のやり取りの中での行為については、組織を活用して迅速かつ丁寧に事実を把握し、適切な指導を行うことを指示する。専門家との連携を一層深め、保護者に指導方針をご理解いただけるよう、丁寧な学校経営を行う所存である。以下、学校としての再発防止策として徹底する。

### 1 組織的対応のための体制の見直し

全ての教員が、法2条1項の「いじめ」の定義及び広く定義された趣旨を理解し、「いじめ」を認知したら、早期に対象生徒及び関係生徒の双方から聴取して事実を確認し、確認された事実に応じて適切に対応する。

#### (1) いじめの理解、対応のための研修の充実

東京都のいじめ問題解決のための「教員研修プログラム」、こども家庭庁のいじめの重大化を防ぐための留意事項集、同研修事例集を活用した研修など、少なくとも年1回は管理職が全教職員を対象として、いじめの理解、対応のための研修を実施する。

#### (2) いじめ対策委員会の機能の充実

いじめ防止基本方針に規定された年3回の定例会議以外にも、いじめ疑いの事案が生じた場合には、これらの組織が中心となって情報を集約・整理し、早期に組織的対応ができるように、以下の体制を整える。

いじめ（疑いを含む）に関する情報（生徒間トラブルの情報）を教職員が入手した場合には、必ず、いじめ対策委員会に報告するものとし、同委員会は、その報告をもとに、速やかに情報を収集・整理し、対応方針や役割分担を協議・検討する。

決定した対応方針、役割分担をもとに、事実確認や情報共有の方法など具体的な方針についての確認を行い、必要に応じて、いじめ対策委員会と学校サポートチームの役割分担、連携体制を整える。事実確認は、可及的速やかに行うことを徹底する。いじめ対策委員会では、進捗状況についても報告させながら適切に対応する。

### (3)心理や福祉の専門家（SCやSSW）の活用

いじめの態様に応じた適切な対処ができるようにするためには、心理や福祉の専門家の助言や支援を受けられるような体制が必要であると考え、令和6年度途中から校内支援委員会を立ち上げた。学年主任や養護教諭、スクールカウンセラーと日常的に生徒の情報を把握し、早期対応できるようにし、緊急に対応が必要な場合には、生徒指導上関係する教員を加え、拡大校内支援委員会を開催し、情報共有と各担当の役割を明確にするように改善した。

さらに、日頃から生徒の実情に応じた適切な支援ができるように、令和7年度より専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）による年度当初に生徒の状況を確認するため、中学部1年生と高等部1年生全員を対象にスクールカウンセラーによるカウンセリング体験を行っているが、より相談しやすい体制を作っていく。多角的なアセスメントができるように、令和8年度からは、心理検査等を中学部から高等部1年生にかけて実施し、生徒の心理的な支援を充実させる。

校内支援委員会がいじめ（疑い）に関する情報を把握した場合には、必ずいじめ対策委員会に報告し、両委員会が連携して対応する。

## 2 情報共有、記録化（聴取結果の共通化・記録フォーマットの共通化）

いじめ対策委員会で情報を集約し、速やかに分析、検討できるようにするための仕組みはあったが、情報の共有方法の徹底ができておらず、フォーマットも統一されていなかったため、情報共有方法の周知とフォーマットの統一を行い、情報共有を円滑に行えるように改善する。

日頃から、気になる情報を得た教職員が、管理職に報告するとともに、随時情報を入力し、生徒の様子を記録する（情報を得た日時、情報源なども後日確認できるようにする）。学校サポートチームや校内支援委員会が把握した情報、アセスメント結果についても、全教員が確認できるようにファイル等で共有する。

いじめを認知し、事実確認のための聴取を行った結果についても、統一的なフォーマットで記録を作成し、「いつ・どこで・誰が・何をして・当事者がどう感じたのか」を簡潔に記録し、共有し、分析及び方針を検討できるようにする。

## 3 上記再発防止策を継続的に実行し、更に改善していくための仕組み

学校運営連絡協議会において、上記再発防止策の実行状況を定期的に報告し、評価委員及び協議委員に評価してもらい、更なる改善を図る。